

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
児玉土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が
あった。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 笠原 政尚 埼玉県本庄市西富田四百八十三番地